

川上ダム建設事業に関する 事業実施計画（第3回変更）

事業実施計画認可

当初認可 4建設省資河開発第84号
平成5年1月26日

第1回 建設省資河開発第25号
変更認可 平成11年10月26日

第2回 国河治第123号の2
変更認可 平成23年2月28日

第3回 国水治第54号
変更認可 平成27年3月31日

独立行政法人 水資源機構

目 次

I	事業の名称	-----	1
II	事業の目的	-----	1
III	施設の位置及び概要	-----	1
IV	貯水、放流、取水又は導水に関する計画	-----	2
V	工 期	-----	3
VI	費用及びその負担方法	-----	3
VII	その他業務に関する重要事項	-----	4

川上ダム建設事業に関する事業実施計画

I 事業の名称

この事業は、川上ダム建設事業と称する。

II 事業の目的

1 洪水調節

川上ダムによって、当該ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒850立方メートルのうち毎秒780立方メートルの洪水調節を行うものとする。

2 流水の正常な機能の維持

川上ダムによって、前深瀬川及び木津川の既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るものとする。

また、高山ダム、青蓮寺ダム、布目ダム及び比奈知ダム（以下「既設ダム」という。）の堆砂除去のための代替補給を行うものとする。

3 新規利水

川上ダムによって、伊賀市の水道用水として最大毎秒0.358立方メートルの取水を可能ならしめるものとする。

III 施設の位置及び概要

1 位置

淀川水系前深瀬川

右岸 三重県伊賀市阿保地先

左岸 三重県伊賀市青山羽根地先

2 概要

(1) 規模等

堤	高	84.0メートル
堤	頂	長 334.0メートル
堤	頂	標高 282.0メートル
堤	体	積 約456,000立方メートル
総貯水容量		約31,000,000立方メートル
有効貯水容量		約29,200,000立方メートル
サーチャージ水位	標高	276.9メートル
常時満水位	標高	262.0メートル
最低水位	標高	227.3メートル
洪水放流設備		一式
利水放流設備		一式

(2) ダム型式

重力式コンクリートダム

(3) 管理設備

イ ダム管理所

ダムの管理のために必要な管理所及びこれに附帯する施設を設ける。

- ロ 観測設備
必要に応じて、雨量観測所、水位観測所及び流量観測所等を設ける。
- ハ 通信連絡設備
管理所と独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）及び国土交通省等の関係機関との間に所要の通信連絡網を設ける。
- ニ 警報設備
川上ダム下流沿岸に必要なに応じて、警報設備を設ける。

IV 貯水、放流、取水又は導水に関する計画

1 貯水池の名称

川上貯水池

2 貯水位、貯水容量及びその用途別配分

(1) 川上ダムの貯水位及び貯水容量

ダムの総貯水容量を31,000,000立方メートル、有効貯水容量を29,200,000立方メートルと定め、サーチャージ水位を標高276.9メートル、常時満水位を標高262.0メートル、最低水位を標高227.3メートルとする。

(2) 川上ダムの貯水容量の用途別配分

イ 洪水調節

洪水調節のための容量は、洪水期制限水位を標高260.7メートルと定め、洪水期（毎年6月16日から10月15日までの期間をいう。以下同じ。）にあつては洪水期制限水位からサーチャージ水位までの14,400,000立方メートル、非洪水期（洪水期以外の期間をいう。以下同じ。）にあつては、常時満水位からサーチャージ水位までの13,500,000立方メートルとする。

ロ 流水の正常な機能の維持

(イ) 流水の正常な機能の維持のための容量は、洪水期にあつては最低水位から洪水期制限水位までの容量14,800,000立方メートルのうち3,000,000立方メートル、非洪水期にあつては最低水位から常時満水位までの容量15,700,000立方メートルのうち5,100,000立方メートルとする。

(ロ) 既設ダムの堆砂除去のための代替補給の容量は、洪水期にあつては最低水位から洪水期制限水位までの容量14,800,000立方メートルのうち8,300,000立方メートル、非洪水期にあつては最低水位から常時満水位までの容量15,700,000立方メートルのうち8,300,000立方メートルとする。

ハ 新規利水

新規利水のための容量は、洪水期にあつては最低水位から洪水期制限水位までの容量14,800,000立方メートルのうち3,500,000立方メートル、非洪水期にあつては最低水位から常時満水位までの容量15,700,000立方メートルのうち2,300,000立方メートルとする。

3 貯水池の使用基準

(1) 洪水調節

洪水調節は、2 (2) イに規定する容量を利用して行うものとし、洪水調節を行う場合を除き、貯水池の水位を洪水期にあつては、標高260.7メートル以下、非洪水期にあつては、標高262.0メートル以下に制限するものとする。

(2) 流水の正常な機能の維持

イ 2 (2) ロ (イ)に規定する容量を利用して、前深瀬川及び木津川における既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図るように川上ダムから補給するものとする。

ロ 2 (2) ロ (ロ)に規定する容量を利用して、既設ダムの堆砂除去のために、川上ダムから代替補給するものとする。

(3) 新規利水

2 (2) ハに規定する容量を利用して、新規利水の取水を可能ならしめるように川上ダムから補給するものとする。ただし、新規利水のための放流は、(1)に規定する洪水調節及び(2)に規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないよう行うものとする。

V 工期

昭和56年度から平成34年度までの予定

VI 費用及びその負担方法

1 事業に要する費用の概算額

約1,180億円

ただし、水道の用途に係る部分を縮小した者及び事業からの撤退をした者が負担する費用約10億円を含む。

2 費用の負担

(1) 洪水調節及び流水の正常な機能の維持に係る費用の額は、事業に要する費用の額から水道の用途に係る部分を縮小した者及び事業からの撤退をした者が負担する費用の額を控除した額に1,000分の890を乗じて得た額とし、機構は、独立行政法人水資源機構法（以下「機構法」という。）第21条第1項及びこれに基づく政令の規定により、国からその費用の交付を受けるものとする。

なお、国が交付する金額の一部は、機構法第21条第3項及び第4項の規定に基づく政令の規定により、大阪府、京都府、奈良県及び三重県が負担するものとする。

(2) 水道用水に係る費用の額は、事業に要する費用の額から水道の用途に係る部分を縮小した者及び事業からの撤退をした者が負担する費用の額を控除した額に1,000分の110を乗じて得た額とし、機構は、機構法第25条第1項及びこれに基づく政令の規定により、伊賀市にこの額を負担させるものとする。

(3) 水道用水に係る費用のうち水道の用途に係る部分を縮小した者及び事業からの撤退をした者に係る費用は、機構法第25条第1項及びこれに基づく政令の規定により、水道の用途に係る部分を縮小した者及び事業からの撤退をした者に次のように負担させるものとする。

イ 水道の用途に係る部分を縮小した伊賀市の負担額は、水道の用途に係る部分を縮小した者及び事業からの撤退をした者が負担する費用の額に1,000分の319を乗じて得た額とする。

ロ 事業からの撤退をした奈良県の諸都市の負担額は、水道の用途に係る部分を縮小した者及び事業からの撤退をした者が負担する費用の額に1,000分の382を乗じて得た額とする。

ハ 事業からの撤退をした西宮市の負担額は、水道の用途に係る部分を縮小した者及び事業からの撤退をした者が負担する費用の額に1,000分の296を乗じて得た額とする。

(4) 発電に係る費用の額は、水道の用途に係る部分を縮小した者及び事業からの撤退をした者が負担する費用の額に1,000分の3を乗じて得た額を見込むものとし、三重県において負担するものとする。

なお、この事業が完了するまでに物価の著しい変動その他重大な事情の変更がある場合には、1、2(1)及び2(2)に掲げる用途別負担額等を変更することがある。

VII その他業務に関する重要事項

当該事業の実施により機構が取得し、所有する土地のうち、事業縮小に伴い不要となる土地については適正に処理する。